

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二項第三号事務の欄中「法に」を「法及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この項において「施行規則」という。）に」に改め、同欄に次のように加える。

4 施行規則第三十六条の三十五第二項の規定による報告の受理

別表第二項第四号事務の欄中「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この項において「施行規則」という。）を「施行規則」に改め、同欄1中「第六項」を「第十一項」に改め、同項第八号事務の欄中「法に」を「法及び施行規則に」に改め、同欄2中「徴収」を「受理」に改め、同欄に次のように加える。

4 施行規則第四十九条の七の二第一項の規定による報告の受理

5 施行規則第四十九条の七の二第二項の規定による通知

別表第十三項第一号事務の欄14中「第六条の二ただし書」の下に「及び第九条の十五の二」を加え、「承認」を「認定」に改め、同項第二号事務の欄8中「承認」を「認定」に改める。

別表第九十七項第三号市町村の欄中「春日部市」の下に「、狭山市」を、「蕨市」の下に「、戸田市」を、「ふじみ野市」の下に「、白岡市、伊奈町」を、「三芳町」の下に「、毛呂山町」を、「吉見町」の下に「、ときがわ町」を、「宮代町」の下に「、杉戸町」を加える。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一項市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、美里町」を加える。

別表第十四項第一号市町村の欄中「伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町」を「各町村」に改める。

別表第三十一項第一号市町村の欄中「加須市」を「川口市、加須市、深谷市」に改める。

別表第四十項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「伊奈町」の下に「、毛呂山町」を加える。

別表第四十五項第二号市町村の欄中「さいたま市」の下に「、川越市」を加える。

別表第五十項第一号市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加え、同項第二号市町村の欄中「滑川町」の下に「、小川町」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「春日部市」の下に「、羽生市」を加え、同項第二号市町村の欄中「加須市」の下に「、羽生市」を加える。

別表第五十二項市町村の欄中「久喜市」の下に「、蓮田市」を加える。

別表第八十六項市町村の欄中「加須市」の下に「、本庄市」を加える。

別表第八十七項市町村の欄中「さいたま市」の下に「、川口市」を加える。

別表第九十一項事務の欄1中「第三条第一項」の下に「及び第七条第九項」を加え、同欄2中「第三条第一項ただし書」の下に「及び第十二条第一項第一号」を加え、同欄4中「第三条第四項」の下に「及び第八項」を加え、「第七条第四項、第十二条第四項」を「第七条第二項、第四項及び第八項、第十二条第五項」に、「及び」を「並びに」に改め、同欄5中「第三条第五項」の下に「及び第七項」を加え、「第十二条第一項から第三項」を「及び第二項、第十二条第一項から第四項」に改め、「第二十条第六項」の下に「（同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、「届出」を「届出等」に改め、同欄中29を31とし、13から28までを15から30までとし、同欄12中「第七条第五項」を「第七条第十項」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄11の次に次のように加える。

12 法第七条第三項の規定による計画の受理

13 法第七条第五項の規定による期間の短縮及び通知

別表第四十項市町村の欄中「伊奈町」の下に「、毛呂山町」を加える。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「並びに第八十六条の八第一項及び第三項」を「、第八十六条の八第一項及び第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十七条の二第一項」に、「及び第五項第三号」を「、第五項及び第六項第三号」に、「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に、「並びに第八十六条の二第二項及び第三項」を「、第八十六条の二第二項及び第三項並びに第八十七条の三第三項、第五項及び第六項」

に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条の規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日

2 この条例（第三条の規定を除く。以下同じ。）（前項第一号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。